

告示第 128 号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、下記の者に係る次に掲げる書類を公示送達する。

なお、当該書類は市長が保管し、受領権限を有する者にいつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和8年 8 月 31 日

館山市長 森 正



記

No	納税義務者	書 類 名	備 考
1	大淵 辰男	令和8年度市・県民税(普徴)1期分 還付通知書	
2	小貫 拓郎	令和8年度固定資産税1期分 還付通知書	
3	小貫 拓郎	令和8年度固定資産税1期分 還付通知書	
4	小又 ヤエ子	令和8年度固定資産税1期分 還付通知書	